

医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所における研究活動に係る行動規範

平成19年10月1日

医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所(以下「本研究所」という。)は、学術研究のさらなる進展のため、研究活動に係る行動規範を定めるものである。

本研究所構成員は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、人種、性、地位、思想信条による差別をすることなく、以下の研究活動に係る行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

- 1 本研究所構成員は、本研究所の研究活動における公的研究費が、病院資金及び外部資金により支えられていることを踏まえ、研究費の使用に当たり、関連の法令、通知及び本研究所諸規則等を遵守しなければならない。
- 2 本研究所構成員は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を厳に行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
- 3 本研究所構成員は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報保護の保護に努めなければならない。
- 4 本研究所構成員は、研究活動に当たり、産学官連携に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。
- 5 本研究所構成員は、不正行為があった場合はその是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、若しくは、行われることを知った時は、それを放置してはならない。